

国民健康保険



- 平成26年度国保税(仮算定)納税通知書を送付
- 国保に入るとき・やめるときは届出を
- 収入が0円の人でも申告が必要です
- 非自発的に離職した65歳未満の人には軽減措置があります

問合せ 国保ねんきん課-保険税係 ☎33-4113
または各支所市民福祉課(鏡支所は健康福祉課)

国保税(仮算定)納税通知書を送付します

平成26年度の国民健康保険税(仮算定)の納税通知書を送付し、4月中旬頃までに世帯主宛に送付します。世帯主自身が国保加入者でなくても、世帯内に国保加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者です。

納期と税額の計算方法

▼**普通徴収世帯**(納付書や口座振替の人)
仮算定期間は、1~3期(4・5・6月)です。税額は、平成25年度国保税年額の12分の1相当額を各1期分の税額として算定しています。

納期	
1期	4月
2期	5月
3期	6月
本算定	
4期	7月
5期	8月
6期	9月
7期	10月
8期	11月
9期	12月
10期	1月
11期	2月
12期	3月

▼**特別徴収世帯**(年金から差し引きの人)
仮算定期間は、1~3期(4・6・8月)です。税額は、原則として、平成25年度国保税年額の6分の1相当額を各1期分の税額として算定しています。

納期	
1期	4月
2期	6月
3期	8月
本算定	
4期	10月
5期	12月
6期	2月

国保に入るとき・やめるときは届出を

次のような場合は、**14日以内**に市役所国保ねんきん課または各支所国保担当課の窓口へ、必ず届出をお願いします。

国保に入るとき

- ・職場の健康保険などの資格がなくなったとき
- ・他の市町村から転入したとき
- ・生活保護を受けなくなったとき
- ・出生したとき

国保をやめるとき

- ・職場の健康保険などに加入したとき
- ・他の市町村へ転出したとき
- ・生活保護を受け始めたとき
- ・死亡したとき

収入が0円の人でも申告が必要です

確定申告や市県民税申告が不要な人でも、国保税の算定や軽減をするために、

申告が必要な場合があります。次の人**以外**は、たとえ収入が0円の場合でも、申告が必要です。

- ・給与収入者
- ・年金受給者
- ・確定申告を税務署に
した人
- ・市県民税の申告を市に
した人
- ・18歳未満の人

※給与収入者や年金受給者で、それ以外にも所得がある場合も申告が必要です。

申告がないと次のような不利益を生じる場合があります

- 国保税の算定に用いる所得がわからないため、標準的な課税となり、低所得世帯であっても国保税が軽減されません。
- 前期高齢者(70歳から74歳まで)の負担割合や食事代減額の判定、高額療養費支給の自己負担限度額の判定ができない。

非自発的に離職した65歳未満の人へ軽減措置があります

倒産や解雇、雇い止めなどにより離職した人には、国保税額や高額療養費などの自己負担限度額が軽減される場合があります。

